

### 1. 民法上の私道における上下水道の同意要件

### 【改正内容】

令和3年4月28日 公布  
令和5年4月1日 施行

※改正を受け、上下水道局では…

現行民法	改正民法		同意要件
変更 ?	変更（軽微以外）		共有者全員
管理	管理（広義）	変更（軽微） 管理	持分価格の過半数

区分が細分化され『管理』に該当することが明確化

・『管理』となるものの、私道の共有者等によるトラブル等を防ぐためにも、前提として、これまでどおり全員の同意を原則とし、**改正民法の解釈を踏まえて柔軟かつ慎重に対応**できるように見直しを実施する。

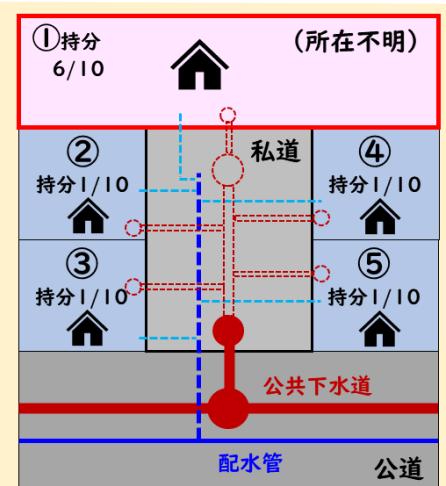
私道における上下水道管布設は、下記の要綱により実施。

- ① 私道等に対する**上水道**の配水管の布設  
「**熊本市水道条例第12条第2項の規定による配水管布設工事等に関する要綱**」
- ② 私道に対する**公共下水道**の布設  
「**熊本市上下水道局私道に対する公共下水道布設取扱要綱**」

### 2. 改正民法を踏まえた要綱（同意要件）の見直しイメージ

※①～⑤所有の共有私道（①が所在不明、②～⑤が賛成）のケース）

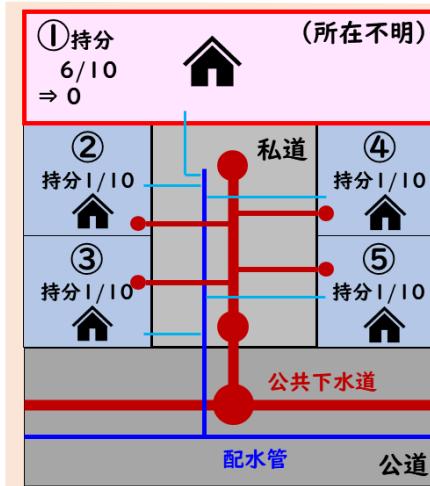
#### 【現行】



・私道に上下水道管を布設する際は、全員同意としていたため、所在不明の①の同意が必要としていた。  
・①が所在不明のため、全員同意が整わない。

持分価格  
4 / 10の同意では…  
⇒ 上下水道の  
**整備ができない**

#### 【改正】



・共有者である②～⑤は、①の持分に対し、裁判所の決定通知を得ることで①の持分を除いて申請ができる。（6/10を除外）  
・①を除いた②③④⑤の持分価格（4/4）として判断することができる。

持分価格  
4 / 10の同意でも…  
⇒ 上下水道の  
**整備ができる**

### 3. 要綱改正の内容

要綱	改正内容
<b>上水道</b> （熊本市水道条例第12条第2項の規定による配水管布設工事等に関する要綱）	第2条 前条に規定する配水管の布設工事又は布設替工事（以下「工事」という。）は、次に掲げる要件を満たす場合に施行するものとする。 （中略） (5) 布設道路内に私有地がある場合にあっては、配水管の設置及び維持管理について、所有権者等全員が同意していること。 <b>ただし、所有者不明土地がある等管理者が別に定める場合は、この限りではない。</b> ←（今回追加）
<b>下水道</b> （熊本市上下水道局私道に対する公共下水道布設取扱要綱）	第2条 公共下水道を布設することのできる私道は、下水道法（昭和33年法律第79号）第2条第8号の処理区域内又は公共下水道事業計画の予定処理区域内に存するもので、次の各号のいずれにも該当するものとする。 （中略） (5) 公共下水道の設置又は維持管理について、所有権者等全員が同意していること。 <b>ただし、所有者不明土地等がある等管理者が別に定める場合は、この限りではない。</b> ←（今回追加）

### 4. 今後の主なスケジュール

スケジュール	内容
令和5年3月7日	環境水道委員会報告
令和5年3月8日	改正要綱周知 ⇒ ホームページ掲載
令和5年4月1日	改正要綱施行

### 5. 実施困難箇所への対応

令和4年度中に、過去私道共有者全員同意が整わず、申請ができなかった対象者に対して、プッシュ型による周知を行い、丁寧な対応に努めてまいります。